

PART 538—スーダンに対する制裁規則

Subpart A—他の法律及び規則と、このパートとの関係

§ 538. 101 他の法律及び規則と、このパートとの関係

- (a) このパートは、本チャプターのパート501を除く本チャプターの他のパート（このパートに適用される記録保管及び報告要求事項及び許可申請及びその他の手続き）とは別個のもので、かつ、独立したものである。異なる外交政策及び国家安全保障上の状況が、このチャプターのパートの中の同様の言い回しの違った解釈を引き起こす可能性がある。これらの他のパートに含まれる又はこれらに基づいて発行されるいかなる許可又は認可も、このパートにより禁止されている取引を認可するものではない。法律又は規則の他の条項に含まれる又はこれらに基づいて発行されるいかなる許可又は認可も、このパートにより禁止されている取引を認可するものではない。
- (b) このパートに含まれる又はこのパートに基づいて発行されるいかなる許可又は認可も、関係者が他の適用される法律又は規則を順守することを免除しない。

Subpart B—禁止事項

(省略)

Subpart C—一般定義

(省略)

Subpart D—解釈

§ 538. 411 第三国への輸出；積替え

米国から第三国への貨物又は技術（§ 538. 211に基づいて本章の禁止事項から除外されない技術データ、ソフトウェア、情報、又は技術援助を含む）の輸出について、貨物又は技術がスーダンへの輸送（中間仕向国の通過、中間仕向国での貯蔵を含む）を目的とすることを知っているか、知るべき根拠を有している場合、禁じられている。第三国の製品の中に組み込むこと又は実質的に変質させることを特に目的とする貨物又は技術の再輸出は、特にこの製品がスーダンで用いられることになるか、スーダンの注文を満たすために明確に製造されている場合、又は特にこの製品の製造業者の販売が大部分がスーダンに向けてのものである場合についても、禁止される。

§ 538. 411の注： パーソナル通信の交換に付随する特定のサービス、ソフトウェア、及びハードウェアの個人への輸出を是認するジェネラルライセンスについて、§ 538. 533を参照のこと。

[改正 80 FR 8534, Feb. 18, 2015]

Subpart E—輸出許可、認可及び輸出許可政策の説明

§ 538. 507 米国人以外の者による再輸出

- (a) 他の米国法規のもとで輸出許可申請要求事項の対象となる貨物及び技術。
米国から輸出された貨物又は技術（当該品目のスーダンへの輸出が輸出若しくは再輸出許可申請要求事項の対象となるもの）の米国人以外の者によるスーダン又はスーダン政府への再輸出について、その貨物又は技術が以下に該当する場合、本節のもとに認可される：
- (1) 米国外において別の製品に組み込まれており、かつ、第三国から輸出される製品価額の10%以下である場合；又は
 - (2) 米国の国外において、実質的に変質されている場合。
- § 538. 507(a)項の注：** (a)項で示される認可にもかかわらず、輸出管理規則(15 CFR parts 730~774)の対象となる米国原産の貨物、技術又はソフトウェアの米国人以外の者による再輸出は、商務省産業安全保障局からの特別な認可が義務付けられている場合がある。
- (b) 他の米国法規のもとで輸出許可申請要求事項の対象とならない貨物及び技術。

米国原産の貨物又は技術（当該品目のスーダンへの輸出が、他の米国規則のもとでの輸出許可申請要求事項の対象とならないもの）の米国人以外の者によるスーダン又はスーダン政府への再輸出は、本節のもとに認可される。

§ 538. 507 (b) 項の注：しかし、輸出管理規則 (15 CFR parts 730~774) においてEAR99に分類される米国原産の貨物、技術又はソフトウェアの米国人以外の者による再輸出については、商務省産業安全保障局からの特別な認可が義務付けられている場合がある。例えば、15 CFR part 744で示される最終用途及び最終需要者規制を参照のこと。

§ 538. 533 パーソナル通信に付随する特定のサービス、ソフトウェア、及びハードウェアの輸出、再輸出、又は提供

(a) 本節の (b) 項で示される制限事項を条件として、以下の取引は是認される：

(1) サービス

インターネット上のパーソナル通信の交換に付随するサービス（例えば、インスタントメッセージ、チャット及び電子メール、ソーシャルネットワーキング、写真及び動画共有、ウェブ閲覧、及びブログ）の米国からの又は米国人（いずれに所在するかを問わない）によるスーダンへの直接的又は間接的な輸出、再輸出、又は提供。

(2) ソフトウェア

(i) EAR対象のソフトウェア

輸出管理規則 15 C.F.R. § 730から § 774 (“EAR”) の対象となるソフトウェアであって、インターネット上のパーソナル通信の交換に付随するサービス（例えば、インスタントメッセージ、チャット及び電子メール、ソーシャルネットワーキング、写真及び動画共有、ウェブ閲覧、及びブログ）を可能とするために必要なもののスーダンへの直接的又は間接的な輸出、再輸出、又は提供（ただし、そのソフトウェアがEAR99に指定されるもの又は米国商務省により商務省規制品リスト 15C.F.R. § 774 Supplement No. 1 (OCL) で輸出規制分類番号 (ECCN) 5D992. Cに分類されるものに限る)。

(ii) 外国原産である及び米国外に所在するという理由でEARの対象でないソフトウェア

外国原産である及び米国外に所在するという理由でEARの対象でないソフトウェアであって、インターネット上のパーソナル通信の交換に付随するサービス（例えば、インスタントメッセージ、チャット及び電子メール、ソーシャルネットワーキング、写真及び動画共有、ウェブ閲覧、及びブログ）を可能とするために必要なもののスーダンへの米国人（いずれに所在するかを問わない）による直接的又は間接的な輸出、再輸出、又は提供（ただし、そのソフトウェアが、米国内に存在したものである場合にはEAR99に指定されるものに限る、また、EARの対象であったものである場合にはECCN 5D992. cでの番号分類の基準に合致するものに限る)。

(iii) 15 C.F.R. § 734. 3 (b) (3) で規定される理由でEARの対象でないソフトウェア

15 CFR 734. 3 (b) (3) で規定される理由でEARの対象でないソフトウェアであって、インターネット上のパーソナル通信の交換に付随するサービス（例えば、インスタントメッセージ、チャット及び電子メール、ソーシャルネットワーキング、写真及び動画共有、ウェブ閲覧、及びブログ）を可能とするために必要なもののスーダンへの米国人（いずれに所在するかを問わない）による直接的又は間接的な輸出、再輸出、又は提供。

(3) 追加のソフトウェア、ハードウェア、及び関連するサービス

本節の (a) (1) 及び (a) (2) 項で是認されない範囲において、パーソナル通信に付随する特定のソフトウェア及びハードウェア、並びに関連するサービスであって、以下に該当するもののスーダンへの直接的又は間接的な輸出、再輸出、又は提供：

- (i) (EARの対象となるハードウェア及びソフトウェアの場合) 本章の付表Bで指定される品目；
- (ii) (外国原産であって、米国外に所在する理由でEARの対象でないハードウェア及びソフトウェアであって、米国人（いずれに所在するかを問わない）によりスーダンに直接的又は間接的

に輸出、再輸出、又は提供されるものの場合)本章の付表Bで規定される種類のもの(ただし、米国内に所在する場合にはEAR99で指定されるものに限る、また、EARの対象である場合には本章の付表Bで指定される関連するECCNの番号分類に対する基準に合致するものに限る);並びに(iii)(15 C.F.R. § 734.3(b)(3)で規定される理由でEARの対象でないソフトウェアであって、米国から又は米国人(いずれに所在するかを問わない)により直接的又は間接的にスーダンに輸出、再輸出、又は提供されるものの場合)本章の付表Bで規定される種類のもの。

(a)(2)項及び(a)(3)項の注:(a)(2)項及び(a)(3)項における認可には、スーダンに向けて米国を出国する個人による認可されたハードウェア及びソフトウェアのスーダンへの直接的又は間接的な輸出、再輸出、又は提供を含む。

(4) インターネット接続サービス及び通信容量

パーソナル通信に付随する一般消費者グレードのインターネット接続サービスのスーダンへの米国からの又は米国人(いずれに所在するかを問わない)による直接的又は間接的な輸出又は再輸出及び通信伝送設備の容量の提供、販売、又はリース(例えば、衛星又は地上ネットワークの接続)。

(a)(4)項の注:スーダンが関与する通信の受信及び送信に関する取引に関連する認可については、31 C.F.R. § 538.512を参照のこと。

(5) 以前スーダンに輸出されたハードウェア及びソフトウェアの米国への輸入。

本節の(a)(2)項及び(a)(3)項のもとでスーダンへの輸出、再輸出、又は提供が認可されたハードウェア及びソフトウェアの、米国に入国する個人によるイランから米国への直接的又は間接的な輸入(ただし、以前に当該品目が本節の(a)(2)項及び(a)(3)項に基づいて個人によりスーダンに輸出、再輸出、又は提供されたものであることを条件とする)。

(6) 広く一般市民が入手できる無料のサービス及びソフトウェアのスーダン政府への輸出、再輸出、又は提供—

(1) サービス

本節の(a)(1)項又は本章の付表Bのカテゴリー(6)から(11)に記載されているサービスのスーダン政府への米国からの又は米国人(いずれに所在するかを問わない)による直接的又は間接的な輸出又は再輸出(ただし、上記のサービスはユーザーに対して無料で一般に入手可能であることを条件とする)。

(ii) ソフトウェア

本節の(a)(2)項又は本章の付表Bのカテゴリー(6)から(11)に記載されているソフトウェアのスーダン政府への直接的又は間接的な輸出、再輸出、又は提供(本節の(a)(3)項と併せて読むこと)(ただし、上記のソフトウェアはユーザーに対して無料で一般に入手可能であることを条件とする)。

(a)項の注:本節は、他の連邦機関の輸出許可申請要求事項の順守から輸出者を開放するものではない。

(b) 本節は、以下のものについては是認しない:

(1) 本節の(a)項で指定されるサービス、ソフトウェア、又はハードウェアの直接的又は間接的な輸出、再輸出、又は提供であって、それらのサービス、ソフトウェア、又はハードウェアがスーダン政府に向けられることを知っているか知り得る状況において行なわれる場合(ただし、本節の(a)(6)項で指定されるサービス又はソフトウェアを除く)。

(2) 本節の(a)項で指定されるサービス、ソフトウェア、又はハードウェアの直接的又は間接的な輸出、再輸出、又は提供であって、31 C.F.R.の第V章のいずれかのパートに基づいて財産所有権及び財産が凍結されている者(大統領令13412のみに基づいてスーダン政府として財産所有権及び財産が凍結されているものを除く)へ向けに行われる場合。

(3) 商用グレードのインターネット接続サービス又は通信伝送設備(例えばサービスの品質を保証す

る専用の衛星リンク又は専用回線)の直接的又は間接的な輸出又は再輸出。

(4) ウェブホスティングサービスであって、営利行為のためのもの又はドメインネーム登録サービスに類するものの直接的又は間接的な輸出又は再輸出。

(5) EAR § 744で禁止されているか、でなければEAR § 744に基づいて輸出許可を必要とするEAR対象品目(情報を含む)に関わる行為若しくは活動を、商務省の認可なしに行なうこと又は輸出を行う権利がEAR § 764若しくは § 766に基づいて拒否されている者が関与する取引に商務省の認可なしに参加すること。

(c) 施行日 2015年2月18日、本節の(a)項で是認される基礎的な取引を履行する業務の一環として行なわれるスーダンからの資金の移動又はスーダンのための資金の移動又はスーダンに所在する者に代わっての資金の移動は、31 C.F.R. § 538.405及び § 538.418にのっとりたものである限り、米国の預金機関及び米国で登録された仲介業者若しくは証券業者によって処理されることができる。 4

(d) パーソナル通信に付随するサービス、ソフトウェア、又はハードウェアであって、本章の付表Bの(a)項で指定されないものの輸出、再輸出、又は提供について、特定の輸出許可がケースバイケースで発行される可能性がある。

§ 538.533の注1: 本節は、31 C.F.R.の第V章の § 538以外のパートで禁止されている取引については認可しない。従って、財産所有権及び財産が、31 C.F.R.の第V章の他のパート、若しくは大統領令に基づいて凍結されている者(ただし、財産所有権及び財産が、31 C.F.R. § 538のみに基づいて凍結されているスーダンの金融機関を除く)によって、又はそれらの者を通して資金の移動が行われてはならない。

§ 538.533の注2: スーダンの指定地域への特定の貨物及び役務の輸出に関連する適用除外については § 538.212(g)(1)を、南スーダンへの又は南スーダンからの貨物、技術、及び役務の積み替を認可するジェネラルライセンスについては § 538.537を参照のこと。

~~§ 538.533 インターネットベースの通信に付随する特定のサービス及びソフトウェアの輸出~~

~~(a) 当該取引が本章の禁止事項から除外されない限り、かつ、本節の(b)項で示される制限事項を条件として、以下の取引が容認される:~~

~~(1) インターネット上の個人のコミュニケーションの交換に付随するサービス(例えば、インスタントメッセージング、チャット・電子メール、ソーシャル・ネットワーキング、写真・映画の共有、ウェブ・ブラウジング及びブログ)の、米国からの輸出又は米国の司法権の対象となる者(所在地を問わない)によるスーダンに在住する者への輸出(当該サービスがユーザーに無料で一般公開されていることを条件とする)。~~

~~(2) 本節の(a)(1)項で定めるサービスを可能にするのに必要なソフトウェアの、米国からの輸出又は米国の司法権の対象となる者(所在地を問わない)によるスーダンに在住する者への輸出(ただし、当該ソフトウェアが輸出管理規則15 CFR § 730から § 774("EAR")の"EAR99"に分類されるものの、EARの対象でないもの、又は米国商務省("商務省")によりEARの輸出規制分類番号("ECCN")5D002のもとにマスマーケットソフトウェアに分類されるものであることを条件とし、並びに当該ソフトウェアがユーザーに無料で一般に入手可能で公開されていることを更なる条件とする)。~~

~~(b) 本節は以下については認可しない:~~

~~(1) 当該サービス又はソフトウェアが本章のスーダン政府を対象としていることを知っている或いは知り得る状況におけるサービス又はソフトウェアの直接的又は間接的な輸出。~~

~~(2) EARの商務省規制品リスト(15 CFR § 774のSupplement No. 1("CCL")にリストされるあらゆる貨物又は技術の直接的又は間接的な輸出(ただし、本節の(a)(1)項で定めるサービスを可能にするのに必要なソフトウェアであって、商務省によりEARのECCN 5D002のもとにマスマーケットソフトウェアに分類されるものを除く)。~~

- ~~(3) インターネット接続サービス又は通信伝送設備（例えば、衛星リンク又は専用回線）の直接的又は間接的な輸出。~~
- ~~(4) 個人通信以外を目的とするWebホスティングサービス（例えば、商業的な努力のためのWebホスティングサービス）又はドメイン名登録サービスの直接的又は間接的な輸出。~~
- ~~(c) インターネット上での情報の共有に付随するその他のサービス又はソフトウェアの輸出について、ケースバイケースで特別な輸出許可が発行される場合がある（ただし、当該ソフトウェアが“EAR99”に分類されるもの、EARの対象でないもの、又は商務省によりEARのECCN 5D002のもとにマスマーケットソフトウェアに分類されるものであることを条件とする）。~~
- ~~(d) この節におけるいかなる規定も、或いは本節の(c)項に基づいて発行される輸出許可のいかなる内容も、他の連邦機関の輸出許可申請要求事項に対する輸出者の遵守義務を免除することはない。~~

[改正 80 FR 8534, Feb. 18, 2015]

Subpart F— 報告

(省略)

Subpart G— 罰則

(省略)

Subpart H— 手続き

(省略)

Subpart I— 書類削減法

(省略)

§ 538 の附表 B— § 538. 533 の (a) (3) 項によりスーダンへの輸出、再輸出、又は提供が認可されるパーソナル通信に付随するサービス、ソフトウェア、及びハードウェア

注：以下に記載される種類のものであるが、EAR の対象ではない特定のハードウェア及びソフトウェアに関連する認可については、§ 538. 533 の (a) (3) (i) から (iii) 項を参照のこと。

1. 携帯電話（スマートフォンを含む）、携帯情報端末（PDA）、加入者識別モジュール／加入者情報モジュール（SIM）カード、及び上記の機器の付属品であって、EAR99 に指定されるもの又は CCL で ECCN 5A992. c に分類されるもの；上記のハードウェアのドライバーソフトウェア及び接続用ソフトウェアであって、EAR99 に指定されるもの又は ECCN 5D992. c に分類されるもの；並びに上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。
2. 衛星電話及び広帯域グローバルエリアネットワーク（BGAN）のハードウェアであって、EAR99 に指定されるもの又は ECCN 5A992. c に分類されるもの；上記のハードウェア用のデマンドドライバーソフトウェア及び接続用ソフトウェアであって、EAR99 に指定されるもの又は ECCN 5D992. c に分類されるもの；並びに上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。
3. 民生用*モデム、ネットワークインターフェースカード、無線装置（アンテナを含む）、ルータ、交換器、及び WiFi アクセスポイント（同時接続できるユーザーが 50 人以下のもの）であって、EAR99 に指定されるもの又は ECCN 5A992. c、5A991. b. 2、又は 5A991. b. 4 に分類されるもの；上記のハードウェア用のドライバーソフトウェア、通信ソフトウェア、及び接続用ソフトウェアであって、EAR99 に指定されるもの又は ECCN 5D992. c に分類されるもの；並びに上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。
4. 住居用民生衛星端末*、送信装置（アンテナ、受信装置、セットトップボックス及びビデオデコーダーを含む）であって、EAR99 に指定されるもの又は ECCN 5A992. c、5A991. b. 2、又は 5A991. b. 4 に分類されるもの；上記のハードウェア用のドライバーソフトウェア、通信ソフトウェア、及び接続用ソフトウェアであって、EAR99 に指定されるもの又は ECCN 5D992. c に分類されるもの；並びに上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。
5. ラップトップ、タブレット、及びパーソナルコンピューティング機器、並びにこれらの機器の周辺装置（民生用*のディスクドライブ及びその他のデータストレージ機器を含む）及び上記の機器用の付属品（キーボード及びマウスを含む）であって、EAR99 に指定されるもの又は CCL で ECCN 5A992. c、5A991. b. 2、5A991. b. 4、又は 4A994. b に分類されるもの；コンピュータのオペレーティングシステム及び上記のハードウェアの一般消費者の効果的な使用に必要なソフトウェア（ソフトウェアのアップデート及びパッチを含む）であって、EAR99 に指定されるもの又は ECCN 5D992. c に分類されるもの；並びに上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。
6. アンチウイルスソフトウェア及びとアンチマルウェアソフトウェアであって、EAR99 に指定されるもの又は ECCN 5D992. c に分類されるもの；並びに上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。
7. アンチトラッキングソフトウェアであって、EAR99 で指定されるもの又は ECCN 5D992. c に分類されるもの；及び上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。
8. モバイル - オペレーティングシステム、モバイル - オペレーティングシステム用のオンラインアプリケーション（app）ストア、及び関連ソフトウェア（モバイル - オペレーティングシステム上で動作するように設計された app を含む）であって、EAR99 で指定されるもの又は ECCN 5D992. c に分類されるもの；並びに上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。
9. 検閲に対抗するツール及び関連ソフトウェアであって、EAR99 で指定されるもの又は ECCN 5D992. c に分類されるもの；及び上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。

§ 538 の附表 B— § 538. 533 の (a) (3) 項によりスーダンへの輸出、再輸出、又は提供が認可されるパーソナル通信に付随するサービス、ソフトウェア、及びハードウェア

10. 仮想プライベートネットワーク (VPN) クライアントソフトウェア、プロキシツール、及び有料のクライアントパーソナル通信ツール (一般消費者の効果的な使用に必要な音声、文字、映像、ボイスオーバーIP 電話、ビデオチャット、及び後継技術、並びに通信及び接続用ソフトウェアを含む) であって、EAR99 に指定されるもの又は ECCN 5D992. c に分類されるもの ; 並びに上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。

11. セキュアソケットレイヤ (SSL) 証明書用のプロビジョニング及び検証ソフトウェアであって、EAR99 で指定されるもの又は ECCN 5D992. c に分類されるもの ; 及び上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。

* 本附表でいうところにおいて、用語“民生用”とは、以下に該当する品目をいう :

(1) 以下のいずれか的手段により販売店の在庫から何らの制限を受けず販売されていることにより、一般市民が通常的に入手可能であること :

- (a) 店頭取引 ;
- (b) 郵便による注文取引 ;
- (c) 電子取引 ; 又は
- (d) 電話による取引 ; かつ

(2) 使用者によるインストールに際して、供給者による更なる実質的な支援が不要であるように設計されていること。

[80 FR 8534, Feb. 18, 2014]